

確定申告で 医療費控除を受けよう!!

領収書をもらおう運動 展開の手引き

2006年2月

運動の 目的

- 治療費、薬代等の医療費の領収書を保管し、確定申告の所得税還付申告請求(医療費控除)に活用します。
*医療費控除は、1年間(1月1日~12月31日)に支払った医療費が、10万円か、所得の5%のいずれか少ない金額を超えたら、超えた金額が200万円を限度として控除されるというものです。
- 明細のわかる領収書を受け取り、医療費をチェックすることによって、自分の受けた医療の内容を確認し、医療制度・医療保険制度に対する理解を深めます。

具体的な 取り組み

- 世帯毎に領収書を1年間保存しておくための封筒を用意し、医療費控除の対象となる領収書を収集・保管します。
- 収集した領収書の合計が10万円か所得の5%(いずれか少ない方)を超えたら「医療費支払明細書」を作成し、その他必要書類を揃え、確定申告で所得税還付申告請求をおこなえば、税金が返ってきます。



確定申告・還付申告

還付申告で税金が戻る人

給与を受け取った時などに源泉徴収された税金が納め過ぎになっている場合は、「還付申告」をすることで税金が戻ってくる可能性があります。

給与所得がある人

- 年の途中で退職した後就職せず、年末調整を受けていない場合
- 住宅ローンの借入れをした場合（住宅ローン減税）
- 1年間に支払った医療費などの金額が一定額を超えている場合（医療費控除）
- 災害、盗難などにあった場合（雑損控除）
- 国、地方自治体、社会福祉法人、認定NPO法人などに寄付をした場合（寄付金控除、政党等寄付金特別控除）

退職金を受け取った人

- 退職所得の源泉徴収額から定率減税分を差し引くことができる場合
- 退職所得の支払を受けたときに必要な申告書を提出していない場合（20%の源泉徴収が行われているため、本来の税額を超えている可能性があります）

年金を受給している人

- 1年間に支払った医療費などの金額が一定額を超えている場合（医療費控除）
- 国民健康保険料、介護保険料を支払っている場合（社会保険料控除）

確定申告が必要な人

給与所得がある人

- 給与所得や退職所得以外の所得金額の合計が20万円を超える場合
- 2ヶ所以上から給与を受け取っている場合で、年末調整されなかった給与収入などの金額の合計が20万円を超える場合（一定の場合を除く）
- 災害減免法による源泉徴収の猶予や還付を受けた場合
- 1年間（1～12月）の給与収入が2,000万円を超える場合、など

退職金を受け取った人

- 退職金の支払の際に源泉徴収されていない場合、など

年金を受給している人

- 公的年金などに係る雑所得から各種控除、定率減税について納税すべき金額がある場合

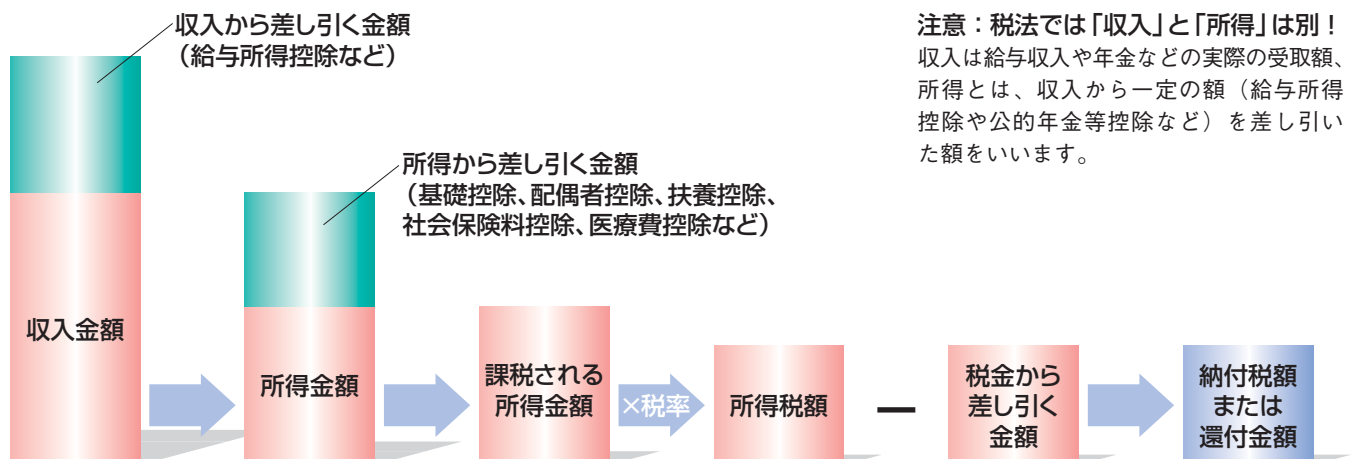
確定（還付）申告は、昨年分もできるの？

5年前の分までなら、さかのぼって申告できます。過去の年末調整で申告しなかったものや、確定申告で控除し忘れたものがないか、一度チェックしてみましょう

詳しくは最寄りの税務署、税理士などの専門家へ

所得税計算の仕組み

所得税は、1月～12月の1年間が計算期間です。



注意：税法では「収入」と「所得」は別！
収入は給与収入や年金などの実際受取額、所得とは、収入から一定額（給与所得控除や公的年金等控除など）を差し引いた額をいいます。

申告手続きの流れ

①必要な書類の準備

- ・ **申告書**（最寄りの税務署または国税庁ホームページから入手できます）
- ・ 給与所得、公的年金などの**源泉徴収票**（私的年金の場合は支払金額が分かるもの）
- ・ **医療費の領収書**
- ・ 社会保険料（国民年金保険料）、生命保険料、損害保険料の控除証明書
- ・ **寄付金の領収書**



②申告書の作成

「確定申告の手引き」を参考に申告書に金額を記入

Point ポイント

- 国税庁のホームページでは、画面に金額を入力するだけで申告書を作成できます。
- 「e-Tax」を利用すると、インターネットで申告から納税まで可能です。（詳しくは国税庁「e-Tax」ホームページを参照）
国税庁ホームページ
<http://www.nta.go.jp/>
「e-Tax」ホームページ
<http://www.e-tax.nta.go.jp/>
- 申告書は正確に記入しましょう。

③記入内容の確認

④税務署に申告書を提出

2月16日から3月15日までに提出

Point ポイント

- 還付申告は2月15日前でも可能
通常、確定申告期間は2月16日から3月15日ですが、還付申告を行う場合は、2月15日以前でも申告書の提出が可能です。
- 一部の税務署では日曜日でも開いています
一部の税務署では、確定申告の期間中の日曜日でも申告書の受付を行っています。（詳しくは国税庁、最寄りの税務署へ）
- 税務署の開庁時間外：税務署の時間外収受箱に投函すればOK
- 直接税務署に行けない場合：郵便でもOK

⑤納税または還付

納税：3月15日までに金融機関で納税

還付：口座振込または郵便局で受け取り

領収書をもらおう運動にっしょ

あなたは、自分が医療費を支払ったとき、 明細のない「領収書」なんて おかしいと思いませんか？

連合は1997年より「お医者さんにかかったら、明細のわかる領収書をもらおう」運動に取り組んでいます。

(連合ホームページ <http://www.jtuc-rengo.or.jp/kurashi/kokohen/index.html>)

皆さんは、病気やケガでお医者さんに診察してもらったとき、自分がどのような医療を受け、その値段（医療費）がいくらなのか確認していますか？例えば、スーパー等で買い物をして、自分で考えていたよりレジでの合計金額が多い時など、レシートに記載された商品と金額を確認しませんか？それなのに医療機関の窓口で医療費を支払った時、「えっ？高いな」と感じて、明細付きの領収書がもらえなければ、その明細はわからないまま。大根や、卵でなく、自分の健康や命に直接関わることでお金を支払っているのに、その内容を確認できないなんて、あり得ないことだと思いませんか？

医療機関に医療費を支払った時には、 必ず「医療費の明細のわかる 領収書」をもらって、 自分が受けた医療の内容を確認しましょう。

連合は、国民が納得できる、患者本位の医療・医療保険制度の改革に向けて取り組んでいます。現在開催されている第164通常国会において、医療制度の改正法案が審議される予定です。これまでの議論の中では、医療費の明細がわかる領収書発行を義務付ける方向性が示されています。連合の独自調査では、病院の9割が明細付き領収書を発行しているのに対し、診療所で明細付き領収書を発行している所は、連合に寄せられたデータでは、全体の半数にも及びません。

明細の無い、合計金額だけの領収書では、医療の内容はわかりません。今回の医療制度改革においては、何としても、明細付き領収書発行の義務化を実現し、日本中のどこの病院、どこの診療所で治療を受けても、医療の明細のわかる領収書がもらえる医療制度にしていくことが必要なのです。

医療費控除額の計算方法

【医療費控除額の計算方法】

$$\boxed{A} - (\boxed{B} \times 5\%) = \text{医療費控除額}$$

(上限10万円) (最高200万円)

【A】：その年に支払った医療費から補てん金（保険金、高額療養費、出産育児一時金）を引いた額

【B】：給与所得・雑所得・配当所得・一時所得・退職所得の合計金額

Point ポイント

■下記に関する支出であっても、病気予防や健康増進など、「治療や診療」目的ではない支出は、医療費控除の対象にならないので注意が必要です。

【医療費控除の対象になるものの例】

風邪薬、頭痛薬、湿布などの医薬品

【医療費控除の対象にならない例】

栄養ドリンクやサプリメント、健康診断・人間ドックの費用（ただし、検診の結果大きな病気が見つかり、

引き続き治療を行った場合は控除の対象になります）

■「生計同一の親族」に該当するか否かは、その人の生活費の大半を支出しているかがポイントになります。例えば、同居の家族であれば基本的に生計同一となりますが、同居していない場合でも、一時的な別居や仕送りが行われている場合は生計同一とみなされます。

※判断が難しい場合など、詳しくは最寄りの税務署などへ問合せてください。

医療費控除の対象となる医療費の範囲

診療費・治療費	医師又は歯科医師による診療費用または治療費用
医薬品の購入費	治療又は療養に必要な医薬品の購入費用
施術費	あんま・マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師などによる施術費用
療養上の世話費	保健師、看護師、准看護師の療養上の世話費用、家政婦の病人付添い費用
医療機関などへの搬送費	急な発病やケガなどで病院、診療所、介護施設などに運ばれたときの費用
通院・入院費	医師等による診療等を受けるための通院費用、医師等の送迎費用、入院の部屋代や食事代の費用、医療用器具等の購入・賃借代など
分娩介助費	助産師による分娩の介助費用
おむつ代	傷病によりおおむね6か月以上寝たきりで医師の治療を受けている場合のおむつ代（医師の証明が必要）。
介護保険制度に係る自己負担	介護保険制度の下で提供された一定の施設・居宅サービスの自己負担
骨髄移植・臓器移植の自己負担	骨髄移植推進財団に支払う骨髄移植に係る患者負担、日本臓器移植ネットワークに支払う臓器移植に係る患者負担

還付金額の目安

医療費控除の適用によって、返ってくる税金の額は所得によって違います。大体の目安として、課税所得金額が330万円未満の方の場合で、実質負担した医療費が30万円であれば、**2万円**の税金が戻ってきます。

実質負担 課税所得	15万円	20万円	25万円	30万円	50万円
330万円未満 (所得税率10%)	5,000円	10,000円	15,000円	20,000円	40,000円
900万円未満 (所得税率20%)	10,000円	20,000円	30,000円	40,000円	80,000円

実質負担：支払った医療費から保険金などの補填をひいたもの

課税所得：医療費控除前の所得税の対象となる金額（所得金額－給与所得控除後の金額－所得控除額）

記入例

平成 年分 医療費の明細書

この明細書は、申告書と
いっしょに提出しましょう。

その支払先で主に医療を
受けた人の氏名を書きます。

住所 _____
氏名 _____

支払日	医療を受けた人	続柄	医療機関や薬局等の名称 (支払先・住所)	治療内容・医薬品名 など	治療費・薬代 (単位：円)	交通費(円) 通院区間	補助金(円) (保険金等)
	駿河 一郎	本人	〇〇歯科診療所 〇〇区□□3-2-1	虫歯治療	70,000		
	駿河 花子	妻	△△市民病院 △△市□□町1-2-3	出産	350,000	5,800 自宅→△△市民病院	300,000
	駿河 金太郎	子	〇〇小児科 △△市□□町4-5-6	風邪など	12,000		
	駿河 一郎 他	本人	△△調剤薬局 △△市□□町2-3-4	薬代	30,000		

支払日は支払先単位で
まとめて記入する場合
は必要ありません。

出産育児一時金、乳幼児医療費、民間
の生命保険金、入院給付金など

※書ききれない時は、同じ様式で別に明細書を作成して一緒に提出しましょう。

小計	462,000	5,800
	医療と交通費を足す	
合計	A 467,800	B 300,000

支払った医療費(交通費含む)	467,800	円	A
保険金などで 補てんされる金額	300,000	円	B
A-B	167,800	円	C
合計所得金額	3,500,000	円	D
D×0.05	175,000	円	E
100,000円とEのいずれか 少ないほうの金額	100,000	円	F
C-F	67,000	円	医療費控除額

別紙に記載がある場合は
別紙の分もプラス

源泉徴収票の「給与所得控除後の
金額」を転記します。

所得金額の5%(E)か10万円のどちらか
少ない方の金額を書きます。